

生活困窮者自立支援制度を活用した 包括的支援の実践

座間市福祉部参事兼福祉事務所長兼地域福祉課長 林 星一

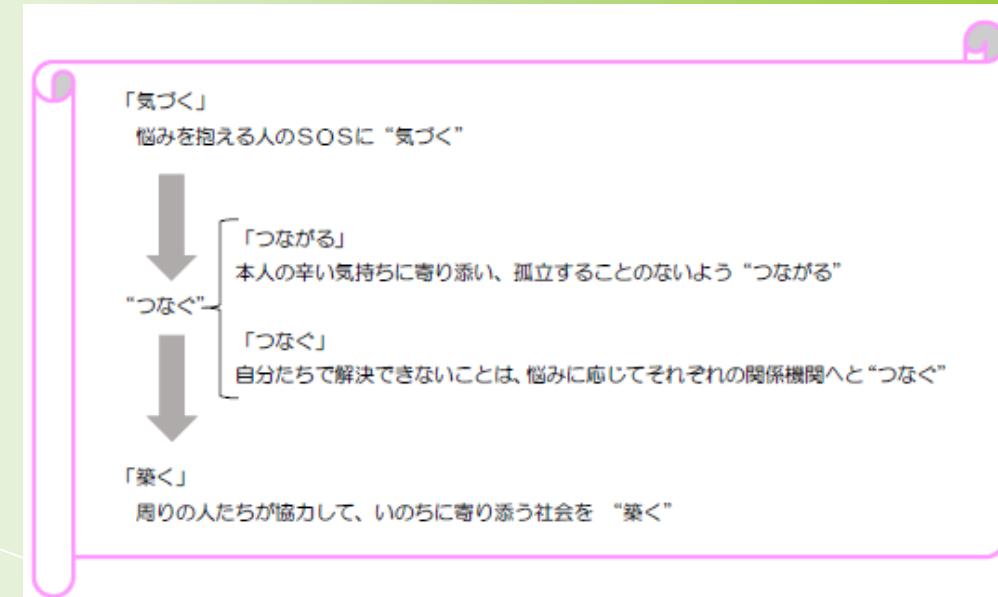
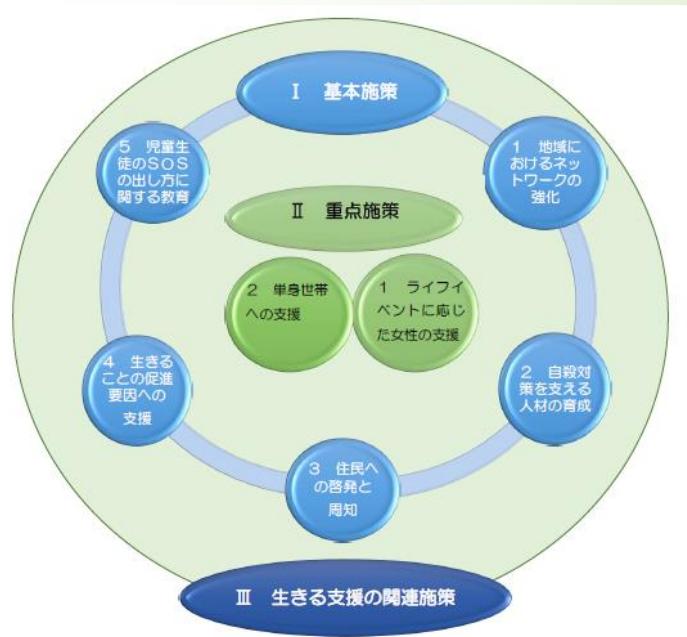
第3回 都市自治体の自殺対策のあり方に関する研究会
2023年7月21日



座間市自殺対策計画（令和元年度～令和5年度）²



自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」(法により策定が義務づけ)
テーマ 「気づく“つなぐ”築く～いのちに寄り添う地域社会へ」
施策体系(3つの施策群)
「I 基本施策」「II 重点施策」「III 生きる支援の関連施策」
目標 平成24年(2012年)～平成28年(2016年)平均自殺死亡率 20.8
→令和5年 自殺死亡率16.6(20%減少)



1. 座間市の目標

平成24～28年	2023（平成35）年
平均自殺死亡率	自殺死亡率
20.8	16.6 20%減少

*自殺死亡率…人口10万人当たりの自殺者数

*平均自殺死亡率及び自殺死亡率は、自殺統計を使用

座間市の自殺対策

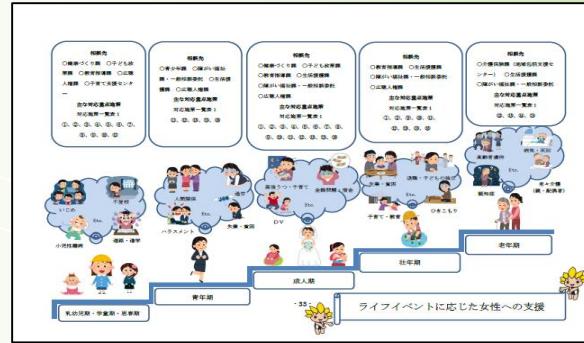
I 基本施策 「つなぐシート」



「ゲートキーパー研修」「こころの体温計」等



II 重点施策 「ライフイベントに応じた女性への支援」「単身世帯への支援」



NPO法人ライフリンクとのSNS連携自治体協定

III 生きる支援の関連施策

関連所属: 25課

関連事業: 125事業

平成24年(2012年)～平成28年(2016年)平均自殺死亡率 20.8
→令和元年(2019年)～令和3年(2021年)平均自殺死亡率 15.2

各法における規定(「**包括的**」な支援、「連携」の必要性)

4

自殺対策基本法	社会福祉法	生活困窮者 自立支援法	孤独・孤立対策 推進法
<p>(基本理念)</p> <p>第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。</p> <p>2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。</p> <p>3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有することであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。</p> <p>4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。</p> <p>5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。</p>	<p>(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他のの関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。</p> <p>2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第二条 孤独・孤立対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>一 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること。</p> <p>二 孤独・孤立の状態となる要因及び孤独・孤立の状態が多様であることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(以下「当事者等」という。)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようすることを旨とすること。</p> <p>三 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われるようにすることを旨とすること。</p> <p>(協議の促進等)</p> <p>第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p>

神奈川県座間市

【人口】 130,753人 【世帯数】 59,885世帯
 (令和5年4月1日現在) 【面積】 17.57km²(4キロ四方)



広報ざま

7/15 No.1151

ZAMA CITY NEWS

生活の困り事 どんなことでも
自立サポート相談
断らない相談支援

特集:8面

生活の困り事 どんなことでも
自立サポート相談
断らない相談支援

7月号は「断らない相談支援」特集です。

地域福祉課

Community Welfare Division

お金、仕事、家族、住まいなどに関する相談支援

新設された「地域福祉課」について

「断らない相談支援」を掲げる。
地域共生社会、自殺総合対策も所管し、
生活困窮者自立支援制度と一体的に取り組む。



『誰も断らない こちら神奈川県座間市生活援護課』

(篠原匡 著/朝日新聞出版/令和4年6月)

座間市の「断らない相談支援」事業の立ち上げ、地域と行政が連携した「チーム座間」の成立、現場の相談支援の様子などが描かれたルポルタージュ。

※生活援護課(生活保護制度・生活困窮者自立支援制度などを所管)



令和5年度から新設された「地域福祉課」。
「断らない相談支援」を掲げる。
地域共生社会、自殺総合対策も所管し、
生活困窮者自立支援制度と一体的に取り組む。



生活困窮者自立支援制度:「断らない相談支援」

(3) 支援のアウトリーチ機能の強化

生活に困窮される方の中には、失敗体験の積み重なりによる気力の減退、自尊感情や自己肯定感の低下、地域社会からの孤立に伴う情報の遮断、行政機関への心理的な抵抗感等により、自ら自立相談支援機関の窓口に出向く、相談や申請行為を行うことが困難な者も少なくない。また、支援を必要とする方を相談窓口で待っているのみでなく、支援を個人に「届ける」観点(アウトリーチ)が重要である。

これらの趣旨から、改正法による改正後の法においては、

- ①生活困窮者自立支援制度が、国民の生活にとってより身近な仕組みとなるよう、国や地方公共団体において制度の広報や周知を行う努力義務の創設（法第4条第4項）
- ②地方公共団体の福祉、就労、教育、税務、住宅等の関係部局において、生活困窮の端緒を把握した場合に、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨を行う努力義務の創設（法第8条）
- ③生活困窮者支援に携わる関係者間で、支援を必要とする方について適切に情報共有を行い、地域資源のあり方など支援体制に関する検討を行うための「支援会議」の設置（法第9条）

といふ「支援のアウトリーチの強化」に向けた措置が盛り込まれていることから、各事業実施自治体において積極的に活用していただきたい。

さらに、生活保護制度との関係については、従前より連携通知などにおいて緊密な連携が日常的に図られていたが、今回改めて、生活困窮者自立支援制度の事業等を実施する中で、要保護者となるおそれが高い者を把握した場合は、生活保護制度についての情報提供、助言等の措置を講ずる旨、明確に法律上に位置づけた（法第23条）。併せて、生活保護法（昭和25年法律第144号）においても、保護の廃止を行う際に、当該保護を廃止される者が生活困窮者に該当する場合には、生活困窮者自立支援制度に関する情報提供等を行う努力義務を規定（生活保護法第81条の3）することとし、双方向の連携を明確化し、連続性のある支援を目指すこととしている。

(4) 包括的な支援体制の強化

(自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施の促進)

今般定量化した基本理念に掲げる支援を具現化するため、そして複雑かつ多様化している生活困窮者の有する課題に対応するためには、就労、家計など様々な面から自立に向けた包括的な支援を提供できる体制を全国的に整備することが重要である。

自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給については必須事業とされている一方で、その他に各種法定事業については、これらの事業の対象者や支援のための社会資源の状況が地域によって多様であることから、地域の実情に応じて実施できるよう、任意事業とされていた。

ここで、制度の施行状況を概観すると、就労準備支援について、その対象者は規模の小さ

「福祉、就労、教育、税務、住宅等」の「等」に該当するものとしては、列挙されている部署以外で困窮の端緒を知り得る部署として、水道、社会保険（年金、医療、介護）などが想定される。

(参考)「生活困窮者自立支援法の施行に係る町村への協力依頼について」の一部改正について（平成31年3月29日社援発329第13号厚生労働省社会・援護局長通知）

イ 福祉事務所を設置していない町村が法に基づき事業等を実施する方法

地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県が条例を定めることにより、福祉事務所を設置していない町村が、当該町村域に係る都道府県の事務を処理することも考えられる（この場合、当該市町村の長が管理し及び執行する）。

4 対象者の捉え方及びその把握・アウトリーチ

法の対象者については、これまで現行の生活困窮者の定義のもとで、「断らない相談支援」が実践され、継続的で対応できなかった複合的な課題を抱える方々を広く対象として、就労支援のみならず、家計相談支援や住まいの確保など個々の生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を実施することにより、その自立の促進を図ってきた。こうした生活困窮者自立支援の実績も踏まえ、改正法により、生活困窮者の定義の明確化が図られ、具体的には、経済的困窮に至る背景事情として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」が入念に明示された。これを受け、関係者間において共有を進めることにより、早期的・予防的な観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていくことが重要である。また、この改正も踏まえ、失業を背景事情とする経済的困窮のみを対象とするなど、対象者を狭くとらえるという抑制的な運用とならないよう留意されたい。例えば、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による福島県からの避難者についても、避難生活が長期化するとともに自立した生活の再建が進められている中で、その抱える課題も個別化・複雑化していることから、法の対象者となり得るものであり、そうした方も含め、関係機関との連携も図りながら支援を行っていくことが重要である。

上記対象者の考え方を踏まえ、早期的・予防的な観点からの支援を含めて適切かつ効果的な支援を実現するために、福祉事務所設置自治体において各種調査や統計の整理等を行い、対象者の層を把握することが必要である。また、福祉事務所設置自治体が主導的な役割を担い、外部の関係機関との連携体制を構築しておくことで、地域ネットワークから支援対象者に関する情報を把握できるようにし、必要に応じて訪問支援（アウトリーチ）を行うことが重要である。

さらに、税・年金・公共料金等の滞納者を支援につなげることが可能となるよう庁内での連携を進めることや、生活に困窮していると考えられる者の情報を早期に把握するため、電気・ガス・水道などのライフライン関係機関との連携を進めていくことが大切である。

改正法による改正後の法においても、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化している。この努力義務を効果的に果たしている例として、各部局間で対象者の同意のもと基礎的な情報の共有を行い、円滑なつなぎを実現するシートを作成するなどの取組が見られている。

**生活困窮者自立支援法
「自立相談支援事業」
福祉事務所設置自治体
必須事業**

・局長通知

「自治体事務マニュアル」において、「アウトリーチ」を強調。

→2つのアウトリーチが書かれている。

①

“支援を必要とする方を相談窓口で待っているのみでなく、支援を個人に「届ける」観点(アウトリーチ)が重要”(p5)

②

“訪問支援(アウトリーチ)”(p16)

「社援発0331第37号 令和5年3月31日 厚生労働省社会・援護局長通知

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について」

(<https://minna-tunagaru.jp/wp-content/uploads/2023/04/【局長通知】20230331-社援発0331第37号生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について.pdf>)

「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」(令和5年3月31日 第12版)

([https://minna-tunagaru.jp/wp-content/uploads/2023/04/自治体事務マニュアル\(第12版\).pdf](https://minna-tunagaru.jp/wp-content/uploads/2023/04/自治体事務マニュアル(第12版).pdf))

生活困窮者自立支援制度を中心とした「断らない相談支援」体制 7

生活困窮者自立支援事業

自立相談支援事業(H27.4～)
相談支援・就労支援・住居確保給付金の給付

無料職業紹介事業(H27.11～)

家計改善支援事業(H28.7～)

就労準備支援事業(H29.10～)

子どもの学習・生活支援事業
(相談員配置H27.4~/居場所づくりH30.7~)

一時生活支援事業

地域居住支援事業(R2.4～)
(居住支援推進事業R1.7～R2.3)

自立相談支援事業(アウトリーチ支援)R2.8～

ひきこもりサポート事業(居場所)
(R3.6～)

訪問支援による
アウトリーチ



①市役所の機能を活かして相談につなげる

複合的な課題を抱えている相談者像の顕在化
初回アセスメント115件中 446個の課題(H30年度)

→1人当たり 3.88個

・経済的困窮	70	・病気	48
・家計管理の問題	39	・就職活動困難	32
・メンタルヘルス	31	・家族関係	28
・社会的孤立	26	・債務	26
・障害(疑い)	23	・住まい不安定	20

支援を個人に届ける
アウトリーチ

「自立相談支援事業」
・経済的困窮 ・病気
・メンタルヘルス ・家族関係
「無料職業紹介事業」
・就職活動困難
「家計改善支援」
・家計管理の問題
・債務
「就労準備支援事業」
・社会的孤立 ・障害(疑い)
「一時生活支援事業/地域居住支援事業」
・住まい不安定
相談者の抱えている課題、
支援の実態の顕在化
→「事業化」へ

行政・制度だけでは
対応できない課題に直面

力を貸して下さい！

個別支援を通じて中間的就労
食料支援・居住支援など、
行政・制度だけでは対応できない
課題の解決のために地域の方々に
協力を求めた。
→「支援の実態づくり」につながった。



②個別支援を通じた協働・連携から支援体制が作られる

①市役所の機能を活かして相談につなげる ＜支援を個人に「届ける」アウトリーチ＞

生活困窮者自立支援法
(利用勧奨等)

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

①市役所の機能を活かして相談につなげる

<生活困窮者自立支援制度開始当初>

生活保護制度と同じ課であったため、生活保護非該当の相談を継続相談することからはじめたが、早期支援の必要性を痛感。

①「連携通知」(※)に関係する所属の長を集め、制度説明会を実施。生活困窮者自立支援制度施行と連携通知の概要について説明した。

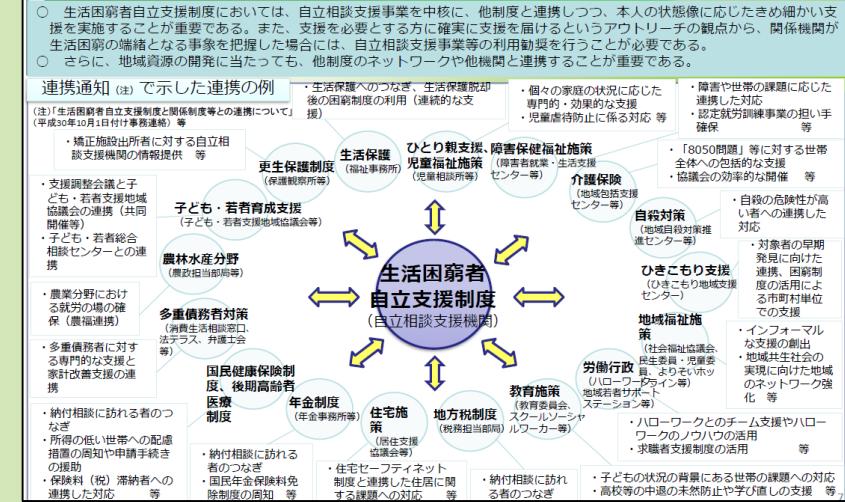
→連携内容については所属毎に異なるため個別に係レベルで説明・調整する旨、了解を求めた。

②連携通知に関係する所属(係レベル)を回り、制度説明、連携内容の確認を実施

→市民との接点が生じる職員(非常勤であることが多い)の理解が重要。

③相手先部署の困りごとの文脈で話を聞き、具体的な連携につなげた。
(例)税の滞納徴収に困っているキーパーソンになる家族がいないひきこもりの担当部署って?

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について



「生活困窮者自立支援制度の基本理念とコロナ禍におけるこれまでの取組」(厚生労働省 令和2年8月1日 社会的包摶サポートセンター主催新型コロナ禍における在日外国人と生活困窮者自立支援について考えるセミナー資料
https://www_since2011.net/CMS/wp-content/uploads/2020/09/20200801seminar_3rd_presentation.pdf

税の滞納相談窓口での相談

「失業のため収入がなくなり支払えない」

!「(自立サポート担当につないでみよう)」
⇒窓口職員が同行し自立相談支援窓口へ

後日、分納相談にきたご相談者からの声

「あの窓口を紹介してくれてありがとう。」

⑤「府内連携体制」の萌芽

「はじめの1件」「はじめの1人」から。
「はじめの1人」がリピーターになること

④はじめの1件を大事にする

*府内連携による課題解決の成功体験を共有

*「生活困窮者自立支援制度と関係制度との連携について」(厚生労働省社会・援護局 平成31年3月29日付け事務連絡)

*「生活困窮者自立支援制度と関係制度との連携について」(厚生労働省社会・援護局 平成30年10月1日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057342.html>

①市役所の機能を活かして相談につなげる

包括的支援体制構築ワーキンググループ構成(令和4年度)

	部	課	職名
グループ長	福祉部	生活援護課	課長
	健康部	健康づくり課	保健師
副グループ長	市長室	危機管理課	主事
	企画財政部	企画政策課	主事
	企画財政部	収納課	主事
	総務部	職員課	主事
	市民部	広聴人権課	主事補
	環境経済部	商工観光課	主事
	健康部	国保年金課	主任
	健康部	介護保険課	主事
	福祉部	福祉長寿課	主査
	福祉部	障がい福祉課	主事補
	福祉部	生活援護課	主事
庶務	福祉部	生活援護課	主査
庶務	福祉部	生活援護課	主事
	子ども未来部	子ども政策課	副主幹兼係長
	子ども未来部	青少年課	主事
	都市部	建築住宅課	技幹兼係長
	教育部	学校教育課	主任
	教育部	教育指導課	副主幹兼指導主事
	上下水道局	経営総務課	係長



包括的支援体制構築専門部会 (現:包括的支援体制構築ワーキングチーム)

※副市長を委員長とする「行政改革推進委員会」に専門部会を設け、平成29年9月から活動開始。

<委員長指示内容>

複合的な課題を抱える市民に対して、庁内窓口等の連携を図り、全ての人が生きることに希望を持てるよう生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みを整備すること。市民からの相談に対しての庁内ルールや、連絡体制の検討を行うこと。



**取り組みの効果の例
「どうしたらよいかわからない
へ支援を届けます**
(「広報ざま」令和2年8月1日号)
アウトリーチ支援開始時、
広報担当職員考案の見出し。

「広報をみました。どうしたらしいのか
わかりません。」
という電話が入った。
→債務・メンタルヘルス・高齢...
(複合的な相談内容)

主訴がはっきりしなくても、
相談を受けてめる姿勢の重要性が
理解してきたという手応え。

①市役所の機能を活かして相談につなげる



「つなぐシート」

東京都足立区の取り組みを参考にH30.9月より試行を経て実施。
相談者が多様な問題を抱えている場合一つの窓口での解決はなかなかできず複数窓口の案内が必要な場合もあるため、複数窓口間における連携をスムーズにするためにシートを作成。

★相談内容をシートで共有 たらい回しを防ぐ 座間市が県内初の試み
神奈川新聞 | 平成30年12月17日

<https://www.kanaloco.jp/news/government/entry-146526.html>



研修会「みんなが相談員～マルっとざま～」

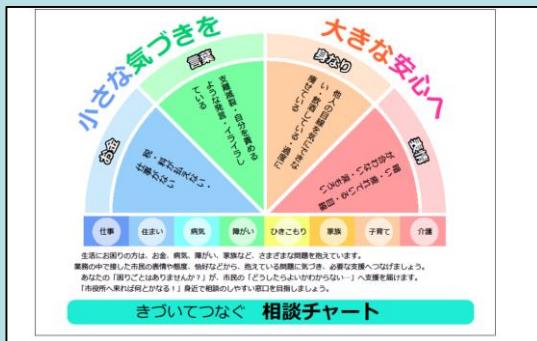
「つなぐシート」の活用方法等:集合研修→オンラインコンテンツ化

★座間市 相談支援事業を強化 研修行い、全職員に啓蒙

タウンニュース | 令和2年1月10日

<https://www.townnews.co.jp/0403/2020/01/10/513422.html>

「包括的支援体制構築ワーキングチーム」の取り組み



「相談チャート」
困りごとを説明できない市民の相談支援へのつなぎのために、業務経験の長い職員が行っている「気づき」の技術の共有を図る試み。

★小さな気づきを大きな安心へ 職員向けの「相談チャート」を作成
市プレスリリース | 令和3年3月15日

https://www.city.zama.kanagawa.jp/_res/projects/default_project_page/001/003/562/210315-3.pdf



「相談ロゴ」

各課の作成するチラシ・通知に「相談ロゴ」を掲載し、生活に困っている方を支援につなぐ試み。

市プレスリリース | 令和3年3月15日

https://www.city.zama.kanagawa.jp/_res/projects/default_project_page/001/003/562/210315-2.pdf

①市役所の機能を活かして相談につなげる



市職員を対象とした自殺予防に関する
ゲートキーパー研修（「心のサポーター研修」）にて講義。

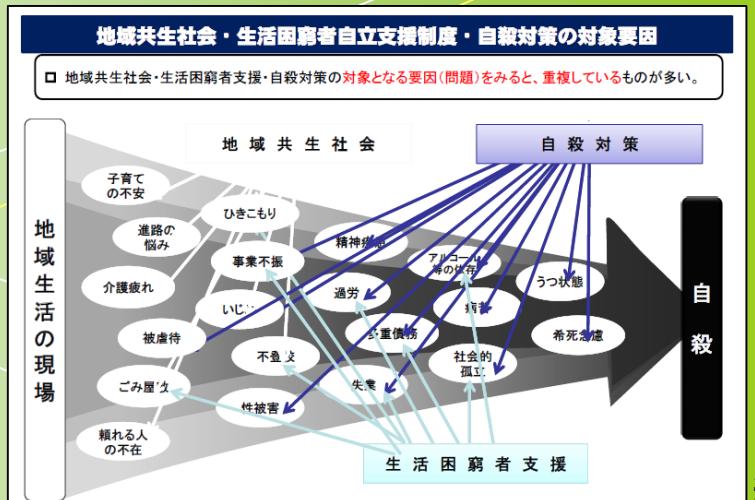
それまで別々だった

- 生活困窮者自立支援制度主管部署
- 自殺対策主管部署
- 地域福祉(地域共生社会)主管部署 を

令和5年度から地域福祉課に集約・統合。
一体的に推進する体制づくりに着手。



自殺対策SNS等相談事業



※1「特定非営利活動法人自殺対策支援センター ライフリンクと「連携自治体事業」協定を締結」市写真ニュース
<https://www.city.zama.kanagawa.jp/shisei/photonews/r3/r402/1005171.html>

※2「社会・援護局関係主管課長会議資料」(厚生労働省総務課 平成31年3月5日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000484764.pdf>

①市役所の機能を活かして相談につなげる はじめの3~4年間に見えてきたこと(Ⅰ)

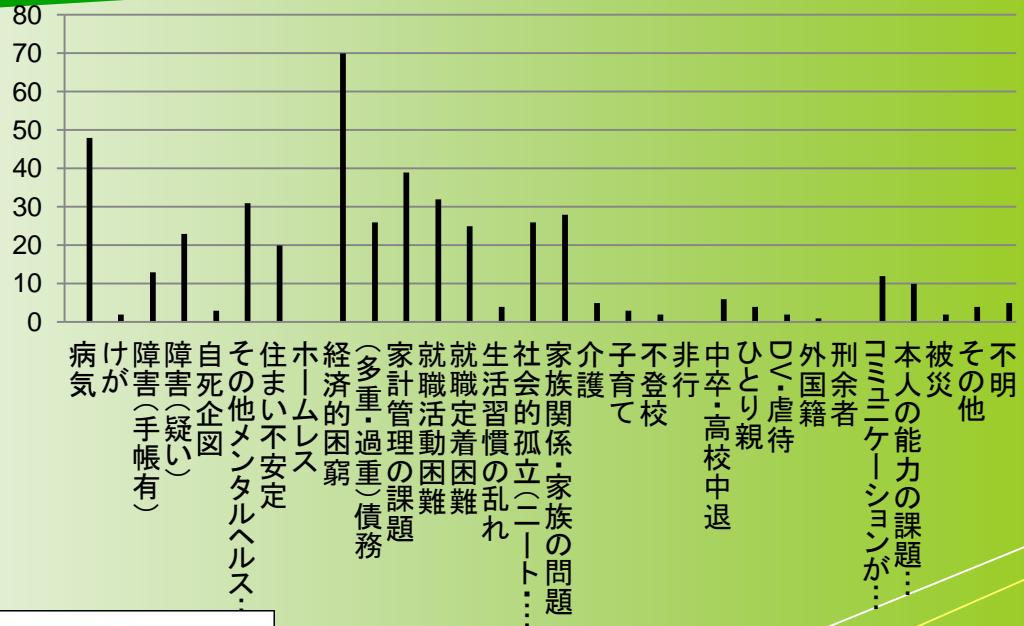
13

①「社会的孤立」と「包括的支援の必要性」

複合的な課題を抱えている相談者像

初回アセスメント115件中 446個の課題(H30年度)

・経済的困窮	70	・病気	48
・家計管理の問題	39	・就職活動困難	32
・メンタルヘルス	31	・家族関係	28
・社会的孤立	26	・債務	26
・障害(疑い)	23	・住まい不安定	20



生活保護相談との関係からみた自立サポート相談(自立相談支援事業)が担っている機能

法律制定の裏側(「生活困窮者自立支援法の公布について(通知)」平成25年12月13日 聞見1213第1号・能発1213第2号・社援発1213第4号)
現在、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。また生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給しているという調査結果にも見られるように、いわゆる「内困窮」が生じています。

こうした中で、生活困窮者の自立を促進するには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生計困窮者を支援する「いわゆる第2のセーフティネット」の充実強化が図ることが必要である（後略）

生活困窮課 相談件数 (生保+自立サポート)	生活保護制度				生活困窮者自立支援制度(自立サポート)				
	面接相談件数 (実入数)	申請ケース数	申請に至らなかつた 相談件数・割合 (①②)	生活保護から 自立サポートに つないだ相談件数・割合	新規相談数	生活保護以外 からの相談受付	自立サポートから 生保申請に つないだ件数・ 生保申請内の割合	(参考) 就労者数	
H26	719	719	278	441	-	-	-	-	-
H27	736	564	310	254 45.0%	30 11.8%	240	210	38 12.3%	46
H28	730	501	290	211 42.1%	47 22.3%	314	267	38 13.1%	82
H29	741	411	293	118 28.7%	38 32.2%	412	374	44 15.0%	151

※ 座間市「生活保護実施状況報告書(平成27年～平成30年)」・座間市「生活困窮者自立支援制度に関する支援状況報告書(平成27年度～平成29年度)」

★生活援護課全体の相談実件数は制度開始前と比べ微増である

- ①「生活保護」面接相談実件数の減少
②「申請に至らなかった相談」の減少・自立サポートへつなぐ相談割合の増加

③「生活保護窓口以外からの相談」の増加
④行政監査等によるカウンセリングの相談割合の増加

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第2のセーフティーネットとしての支援機能

社会保障制度につながれない層を制度につなぐ機能
(生活保護制度だけではなく他法他施策活用も含む)

②支援を届けるということ

府内連携の推進が、
基礎自治体が実施するさまざまな支援
＝「いのちを守るサービス」を届けることに
つながる。

市役所の機能を活かして相談につなげる はじめの3~4年間に見えてきたこと(Ⅱ)

14

生活保護

- 要保護状態に介入
- 保護決定により最低生活を確保
- 各種扶助により
生活基盤を安定し、自立支援

生活困窮者自立支援

- 「最低限度の生活を維持することができなく
なるおそれのある」状態に介入
- 生活困窮の状況・程度はさまざま
- さまざまな支援方法が求められる

行政・制度だけでは対応できない。

(制度適用や公的機関との連携だけでは対応できない課題が山積)

ex.中間的な就労に関する事、居住に関する事、一時的な食料支援等

では、どうするのか。

座間市では…

行政・制度だけでは対応できない。

(制度適用や公的機関との連携だけでは対応できない課題が山積)

ex.中間的な就労に関すること、居住に関すること、一時的な食料支援等

力を貸して下さい！

ダメもとです。



個の支援を通じて
地域の方々と知り合う
(ご縁)

“ダメもと”の例

外国籍の方の求職相談。

日本語がネックとなり、求職活動がなかなかうまくいかない。そこで職員が以前、市広報を担当していた時に取材したクリーニング店で外国籍の方が多く働いていたのを思い出し、“ダメもと”で電話した。当該クリーニング店の方から別のクリーニング店の紹介を受け、無料職業紹介として求人登録。今回のご相談者だけではなく、引き続き、外国籍の方への就労紹介先としても継続することになった。

(求人先開拓＝社会資源開拓)

個別支援がつなぐ「ご縁」から生まれた「チーム座間」

16

多様な主体の参画による地域と行政が一体となった取り組み

「チーム座間」

「**座間市生活援護課** 自立サポート担当」「**座間市生活支援課（生活支援係）**」

(自立相談支援員・就労支援員・住居確保給付金担当・子ども健全育成支援員・生保SV)

「**座間市社会福祉協議会**」

(家計改善支援事業・子どもの生活・学習支援事業・生活支援コーディネーター)

「**生活クラブ生協/NPO法人ワーカーズ・コレクティブ協会/さがみ生活クラブ生協**」

(就労準備支援事業「はたらく・ざま」/ひきこもりサポート事業「みんなの居場所 ここから」)

★座間市就労準備支援事業「はたらく・ざま」が日本協同組合学会実践賞を受賞しました

<https://coopkana.jp/archives/7599/>

★孤立した人支援へ、座間市が拠点開所「社会への一歩に」

<https://www.asahi.com/articles/ASP6H74CWP6HULOB00F.html>

「**厚木公共職業安定所(ハローワーク)**」(生活保護受給者等就労自立促進事業)

「**認定NPO法人きづき」「社会福祉法人県央福祉会ブックカフェひばりが丘**」

(認定就労訓練事業)※障害福祉サービス事業所

「**社会福祉法人中心会 ユニバーサル就労支援事務局**」(社会福祉法人公益事業)

★<http://www.chusinkai.net/universal/>

「**NPO法人ワンエイド**」(一時生活支援事業・地域居住支援事業/フードバンク相談補助員)

★在宅弱者に寄り添い続ける幼馴染の二人。官・民組んだ座間市の取組みとは

<https://suumo.jp/journal/2020/06/04/172901/>

★「チーム座間」で生活救え フードバンクに相談員配置

<https://www.townnews.co.jp/0402/2020/07/17/535032.html>

「**神奈川県弁護士会 貧困問題対策本部**」(生活困窮者自立支援事業助言弁護士)

★生活困窮者自立支援制度に関わって <https://kanasou-law.com/202208nishikawa/>

「**相談オフィスわ～くすけあ**」(アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業)

★座間市アウトリーチ支援「想定以上の反響」ひきこもりに専門家対応

<https://www.townnews.co.jp/0402/2020/11/13/551201.html>

「**社会福祉法人足跡の会**」(助葬事業/相互提案型協働事業)

★座間市相互提案型協働事業 誰一人「無縁遺骨」にしない 社会福祉法人 足跡の会

<https://www.townnews.co.jp/0402/2022/03/18/617291.html>

「**株式会社シグマスタッフ**」(県事業/生活困窮者等就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業)

生活困窮者自立支援制度の対象者は「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(生活困窮者自立支援法第3条)」とされています。

相談者がそうした「おそれのある」状態にあるかどうかは広く相談を受け付け、話を聞くことからしか分かりません。

また生活困窮状況の原因となる課題は複合的であり、その程度もさまざまです。このため事業開始1年目(平成27年度)に本市の自立相談支援事業では「相談を断らない」事を決めました。

さまざまな相談に向き合う中、制度の隙間に陥った相談者の複合的な生活課題を解決するには、行政や制度の力だけでは足りないことがわかつてきました。

目の前の相談者の困りごとを解決するために、地域の方々の力を貸してもらうことが増えていき、個別支援を通じて出会った地域の方々との「ご縁」のつながりが支援のネットワークとなっていきました。

そうした経緯から生まれたのが、生活困窮者自立支援の

「チーム座間」です。

②個別支援を通じた 協働・連携から作られる支援体制 <訪問支援(アウトリーチ)・つながる場づくり>

生活困窮者自立支援法 (基本理念)

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

もともと自立相談支援事業で状況に応じて、相談者宅への訪問を実施していた。
(安否確認、状況把握等)

→訪問支援の事業化については、「多様な就労支援の整備」の文脈から。

多様な就労支援の整備

社会と
つながる
ことに
不安が
ある

働くため
の
準備が
必要

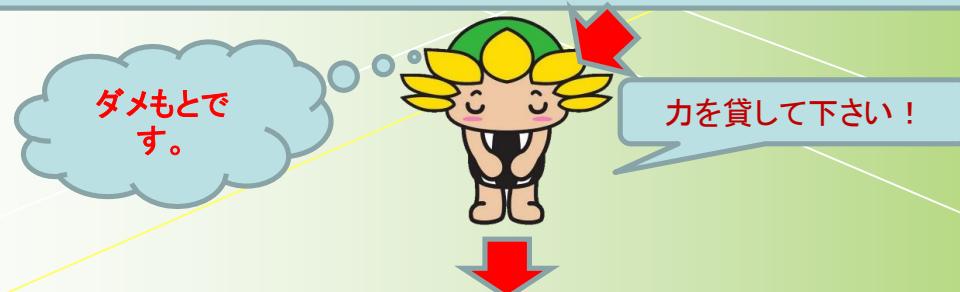
働きたい
けれども
働くこと
が
難しい

就業
条件
等の
調整が
必要

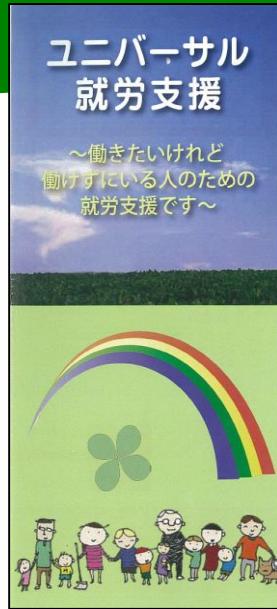
求職
活動
に
支援が
必要

自力で
求職
活動
できる

制度開始当初「働きたい」というご本人の思いに対応できる支援体制の創出が求められた。



ユニバーサル就労支援(社会福祉法人の公益活動との連携) 19



ユニバーサル就労事務局
(社会福祉法人中心会/神奈川県海老名市)

<http://www.chusinkai.net/universal/>

厚生労働省HPに掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112273.html>

平成27年度 生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会資料について(平成28年1月27日)
【参考資料2 全国経営者協議会提出資料 2】

社会福祉法人「中心会」の公益活動である独自事業と連携し、中間的就労や就労のための準備について支援体制を作った。

徐々に利用者が増えてきた。
「支援の実態」が生まれたことで、ニーズが顕在化した。

事業化を検討。

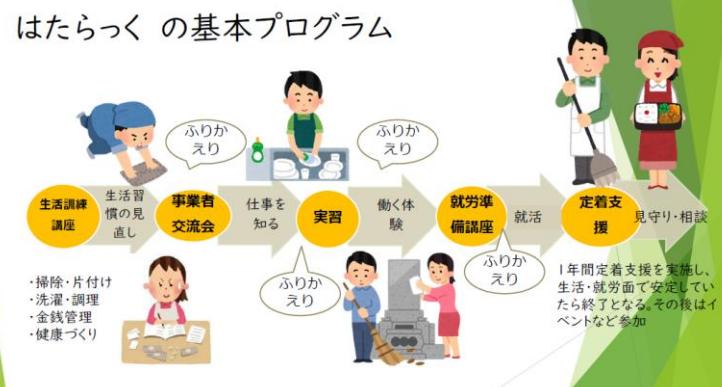
就労準備支援事業「はたらっく・ざま」

・就労準備支援事業(H29.10月～)

(座間市就労準備支援事業共同企業体に委託)

- ・生活クラブ生活協同組合(代表団体)
- ・特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブ協会
- ・さがみ生活クラブ生活協同組合

市と両者が協働しイベントを開催。問い合わせや相談から「来所相談は難しいが、相談したい」というニーズが多くあることが判明。



令和元年度「日本協同組合学会 実践賞受賞」

令和4年度 被保護者就労準備支援事業開始

「アウトリーチ支援事業」から「ひきこもりサポート事業」へ



令和2年8月から新規事業「アウトリーチ支援」を開始。
※精神保健福祉士による訪問支援

自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置し、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対して、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援を行うことで、自立支援を強化する。

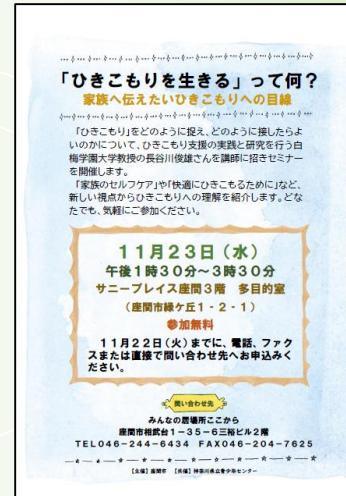
具体的には、アウトリーチの充実として次の支援等を行う。

- ・ 家族等から相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に会う等、初期のつながりを確保する。
- ・ つながりが出来た後の信頼関係の構築、関係機関への相談同行、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施する。

令和2年8月～令和3年3月
新規相談 39件
支援件数160件超



居場所提供
とともにセミナー や
サロンを開催。
家族が気軽に話ができる場としても機能



令和3年度新規事業
ひきこもりサポート事業
みんなの居場所「ここから」
(令和3年6月開始)



地域の中の「つながる場」としての気づき



「地域の中のつながる場」

NPO法人ワンエイド(座間市)との連携

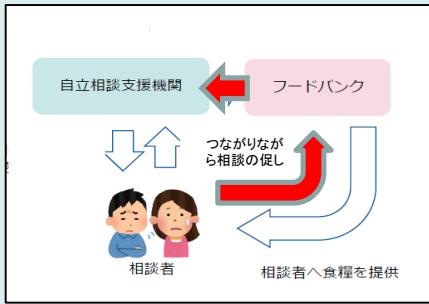
座間市ではフードバンク活動を行うNPO法人ワンエイドと連携し食糧支援を実施。これまでにもフードドライブの実施などフードバンク活動を応援してきた。コロナ禍においてフードバンク利用者が急増する中、フードバンクにはつながるが、相談支援につながらない住民が少なからず存在することが判明。

→公的相談へのハードルを感じる方の存在が顕在化

・フードバンクでは、食の支援を介した「人と人のつながり」が生まれている。

コロナ禍:フードバンクへの相談補助員の配置

フードバンクが自立相談支援機関につなぐ場合



NPO法人ワンエイド
食と住まいを支援するNPO法人。
居住支援法人でもあり、
不動産事業者とも連携。

子どもの学習・生活支援事業

社協の地域ネットワークを活かし、令和元年度までに市内7か所で活動開始。
庁内関係部署・学校、既存の学習支援団体等との連携を進めている。



生活困窮者自立支援法

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第四条 市(特別区を含む。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する町村(以下「市等」という。)は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

「アウトリーチ」は
“自治体の責務”と
考えられるのでは
ないでしょうか



志村恭介さん(仮名)50代

参考: 篠原匡『誰も断らない—こちら神奈川県座間市生活援護課一』、朝日新聞出版、2022年。

- ・東北地方の人口2万人ほどの小さな街で生まれ育った。
- ・実家は商売を営み、父母・姉・兄・本人の5人で暮らしていた。
- ・高校卒業後、地元の中小企業に就職。
- ・20代で結婚、2児をもうけ、20年前にマイホームを購入。



- ◎収入に対して住宅ローンが大きく、カードローンを利用したことから
債務が大きくなり自転車操業状態へ→借金総額が2,000万円超
- ◎妻と離婚、親権は妻へ
- ◎退職金で借金を返済しようと考え、27年間勤務した会社を退職
- ◎再就職した飲食店のバイトになじめず、何もかも嫌になり軽バンで出奔。
→「最終的に東京でホームレスになり、最後は路上で野垂れ死ぬ」

- ★たどりついた市内不動産店(ワンエイド連携先)から自立相談支援事業につながる。
- ★就労支援によりアパート付き(寮)の仕事(派遣)が見つかり就職。
- ★家計改善支援事業(座間市社協)により債務整理、
自分でアパートを借りるための入居費の貯蓄などを支援。
- ★地域居住支援事業によりアパートに入居。

- ◎障がい者支援施設の正社員として就職。
- ◎故郷の姉が自宅を購入。交流再開、帰郷。
「怒られるといましたが、終わったことは仕方ないって。いい話ができました」

②自殺対策は、総合的に実施されなければならない

自殺対策基本法

(基本理念)

第二条 自殺対策は、**生きることの包括的な支援**として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 **自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。**

ざま未来プラン(第5次座間市総合計画) 基本構想



ガイドブック

ざま
未
来
普
ラ
ン

第五次座間市総合計画
基本構想
2023 - 2030

ざま未来プランって何?

ひとりひとりの、
「こんな“ざま”になってほしい」思いをもとに、
みんなで
「こんな“ざま”にする」ことをまとめたものが、
ざま未来プランです。

みなさんの思いがついた大きな目標
「ひと・まちが輝き 未来へつなぐ」
これが座間市の目指すまちの姿です。



分野別政策・施策

まちづくりを進める7つの大きな目標

- 共に学び、健やかに育つまちづくり**
 - 子ども・子育て
 - 保育・幼稚園
 - 小・中学校
- 地域の魅力を高め、にぎわいのあるまちづくり**
 - シティプロモーション
 - 市民協働
 - 産業振興
- 安全・安心で環境にやさしいまちづくり**
 - 交通安全
 - 防犯
 - 環境保全
 - 防災・減災
 - 脱炭素
 - 資源循環
 - 消防
- 健康に暮らせるまちづくり**
 - 健康医療
 - スポーツ
 - 生涯学習
 - 文化芸術
- 共に認め合い、支え合うまちづくり**
 - 地域福祉
 - 高齢者・障がい者支援
 - 介護保険
 - 自立支援
- 緑あふれる快適なまちづくり**
 - 都市計画
 - 市街地整備
 - 緑・公園
 - 道路
 - 上下水道
- 持続可能な行財政運営**
 - 行政
 - 情報
 - 基地
 - デジタル
 - 多様性
 - 財政
 - 資産経営

ざま未来プラン(第5次座間市総合計画)

基本構想

政策5 共に認め合い、支えあう まちづくり

本市は、これまで社会情勢の変化や高齢化の進行、障がい者をめぐる環境の変化などに対応するため、必要なサービスや支援を充実してきました。

しかし、8050問題や、社会的孤立など、市民の生活課題は複雑化、多様化し、これまでのような分野ごとの相談支援体制だけでは解決が難しくなっています。

こうしたことを踏まえ、地域で支え合う仕組みづくりや、包括的な相談支援体制の構築等、誰もが認め合い、支え合い、自分らしく暮らせるまちづくりに取り組みます。

- 共に認め合い、支えあうまちづくり
 - 施策16 地域福祉
 - 施策17 高齢者の支援
 - 施策18 介護保険
 - 施策19 障がい者の支援
 - 施策20 生活困窮者の自立支援

関連個別計画

- 座間市地域福祉計画
- 座間市自殺対策計画
- 座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 座間市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

78

「政策5 共に認め合い、支えあう まちづくり」

本市はこれまで社会情勢の変化や高齢化の進行、障がい者をめぐる環境の変化などに対応するため、必要なサービスや支援を充実してきました。

しかし、8050問題や、社会的孤立など、市民の生活課題は複雑化、多様化し、これまでのような分野ごとの相談支援体制だけでは解決が難しくなっています。

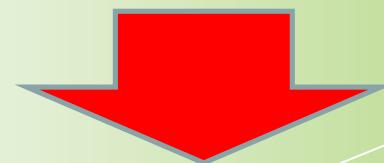
こうしたことを踏まえ、地域で支え合う仕組みづくりや、**包括的な相談支援体制の構築**等、誰もが認め合い、支え合い、自分らしく暮らせるまちづくりに取り組みます。

「さま未来プランに掲げる包括的相談支援体制」構築に向けて 26

「自殺対策基本法」	「社会福祉法」	「生活困窮者 自立支援法」	「孤独・孤立対策 推進法」	「住宅確保要配慮者に 対する賃貸住宅の供 給の促進に関する法 律」
(関係者の連携協力) 第八条 国、 地方公共団体 、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、 相互に連携を図りながら協力するものとする。	(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務) 第六条 2 国及び 地方公共団体 は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たつては、 保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生 に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。	(基本理念) 第二条 2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う 関係機関 (以下単に「 関係機関 」という。)及び 民間団体 との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。	(基本理念) 第十一条 国及び 地方公共団体 は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、 これらの者 の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。	(住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策等との連携) 第五十六条 国及び 地方公共団体 は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を推進するに当たっては、 住宅確保要配慮者 の自立の支援に関する施策、住宅確保要配慮者の福祉に関する施策その他の住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策並びに良好な居住環境の形成に関する施策との連携を図るよう努めなければならない。

全庁的な包括的支援の推進体制

※ざま未来プラン「政策5」に基づく



次期 座間市自殺対策計画へ

自殺総合対策と 包括的支援体制構築について

福祉部 地域福祉課



自殺対策と
生活困窮者自立支援制度・重層的支援体制整備事業との
相談体制構築調査事業

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人
いのち支える自殺対策推進センター (JSCP)
Japan Suicide Countermeasures Promotion Center
地域連携推進部



- 住民に身近な存在である地方公共団体において、官・民・N P O等の関係者の連携を進めるため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を支援する事業。
- 官民連携プラットフォームのモデル構築と、その成果を全国に共有することで、各地域の実情に応じた官民連携による孤独・孤立対策を推進。

※令和4年度実績 29団体（都道府県・政令指定都市 12団体、市区町村 17団体）

実施体制

- 地方公共団体の実情に応じて、プラットフォームを設置。構成団体は、新たな社会的なつながりを支援する団体を中心に選出。
- 国は委託事業者とともに、地方公共団体の活動をきめ細かく側面から支援し、調査・分析を実施。

実証事業

地域の実情に応じ実施

- 官民連携プラットフォームの構築 ◎
- 孤独・孤立に関する普及活動 ◎
- 支援団体間の連携による試行的事業 ◎
- 当該地域における孤独・孤立の状況把握
- 地域における担い手の把握・見える化
- 人材確保・育成を目指す研修実施 など

地方公共団体の孤独・孤立対策の取組を強化

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業 取組状況

30

令和5年度 9団体

(■ : 都道府県・政令指定都市 4団体 □ : 市区町村 5団体)

令和4年度 29団体

(■ : 都道府県・政令指定都市 12団体 □ : 市区町村 17団体)

※令和5年度は、申請時に先進性が認められた鳥取市（連携中枢都市圏での実施）、

北九州市（NPO等支援団体に事務局機能を移管）の2団体が2年目として実施。

※赤字は、令和5年度取組団体



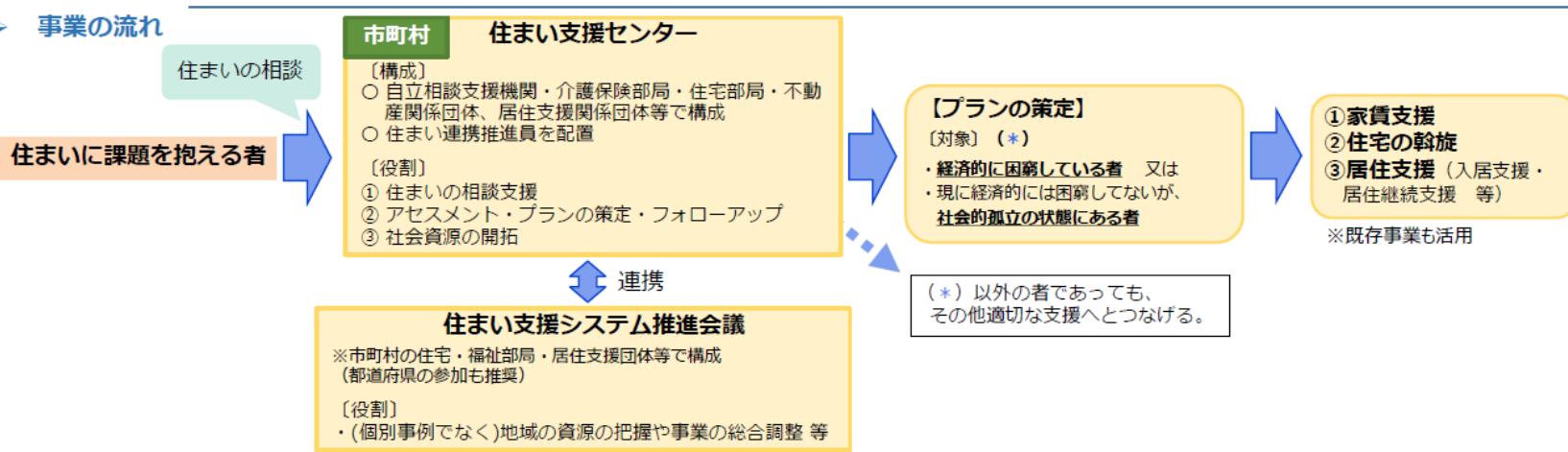
資料4 地域共生社会(住まい関係) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/zensedai_hosyo/dai8/siryou4.pdf

『地域共生社会づくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究事業』

令和4年度 住まい支援システム構築に関する調査研究事業（概要）

- 住まいの課題解決に向けたサポート体制の構築のため、複数の自治体において、住まいに課題を抱える者に対する住まい支援について、総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備するとともに、見守り支援や地域とのつながり促進支援など、地域共生の観点を取り入れたマネジメントを行う仕組みを導入する等のモデル的な事業を実施（令和5年3月とりまとめ予定）。

▶ 事業の流れ

▶ モデル地域
と検討課題

ニーズが顕在化（都市部）

- ①北九州市（政令市） ②座間市（首都圏） ③伊丹市

【検討課題】

- ・住まい確保方策の検討
- ・システム構築の課題

ニーズが潜在（地方小規模都市）

- ④岩沼市 ⑤輪島市

【検討課題】

- ・「住まい」課題の明確化
- ・対応する体制整備の課題

▶ 具体的な検討事項（実施地域） ※「住まい」ニーズ：入居及び居住継続の両方のニーズ

- | | |
|--|------------------------|
| 1. 「住まい支援センター」機能の提供体制（①～③） | ○住まい連携推進員の機能と役割検討（①～③） |
| 2. 住まい支援のマネジメントシステムの試行 | 3. 支援メニューの整備・開発 |
| ○顕在化しているニーズへの相談支援の体制（①～③） | ○住まいの確保策の検討（①～③） |
| ○複合化する「住まい」ニーズ・過去事例等から「住まいニーズ」の把握（①～⑤） | ○地域や社会とのつながり支援の方策（①～⑤） |

地方自治法

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

「住民の福祉の増進」は、自治体の福祉を所管する部局だけが担う業務ではなく、地方自治体の本務であることを伝える条文である。」

(明治学院大学社会学部 新保美香教授「『社会福祉研究』第146号/書評「誰も断らない—こちら神奈川県座間市生活援護課ー」)